

問1 地方議会が首長に対して「この人にはもう任せられない」として出す決議を何という？

1. 予算案の議決 2. 不信任決議 3. 事務監査請求 4. 解職請求

問2 住民が自らの意思で地域の政治を行う地方自治の基本理念であり、憲法に定められた原則を何という？

1. 直接請求 2. 地方自治の本旨 3. 議会制民主主義 4. 住民投票

問3 住民が投票によって、地方公共団体の長を自ら選ぶ仕組みを何という？

1. 直接選挙 2. 推薦制 3. 間接選挙 4. 任命制

問4 首長と議会が対等な関係を維持する中で、議会が首長に対して不信任を突きつける仕組みを何という？

1. 予算案の議決 2. 解職請求 3. 不信任決議 4. 事務監査請求

問5 地方公共団体の長である知事が、議会で可決された議案に対して、一定の範囲で異議を唱えたり再議を求めたりする権限を何という？

1. 予算提出権 2. 招集権 3. 拒否権 4. 解散権

問6 住民が地方自治体の首長などの解職を求める権利を何という？

1. 監査請求 2. 解職請求 3. 条例制定請求 4. 事務監査請求

問7 地方公共団体の議会を構成し、条例の制定や予算の決定を行うために住民から選ばれた代表を何という？

1. 市町村長 2. 選挙管理委員 3. 議員 4. 知事

問8 地方自治において、解職請求（リコール）が受理された後、住民が直接参加して解職の是非を決定する手続きを何という？

1. 採決 2. 審議 3. 投票 4. 署名

問9 地方議会と対等の立場で、行政の運営を監視しチェックし合うために住民から直接選ばれる地方自治体の責任者を何という？

1. 首長 2. 教育委員 3. 議長 4. 副議長

問10 地方自治体が、行政サービスを行うための費用を自分で調達する財源を何という？

1. 国庫支出金 2. 地方交付税 3. 依存財源 4. 自主財源

問11 住民が首長や議員の解職を求めるなど、政治に直接参加して地方自治を支える権利の総称を何という？

1. 議会の調査権 2. 議会の不信任権 3. 直接請求権 4. 知事の解散権

問12 地方議会によって制定される、その地方独自のルールのことを何という？

1. 条例 2. 決算 3. 予算 4. 法律

問13 地方自治体ごとの税収格差を埋めて、どの地域でも一定水準の行政サービスを受けられるように国が配分するお金を何という？

1. 地方譲与税 2. 地方交付税交付金 3. 地方債 4. 国庫支出金

問14 地方公共団体が、法律の範囲内で独自のルールとして制定する法を何という？

1. 規則 2. 政令 3. 条例 4. 法律

問15 地方公共団体において、都道府県と市町村という2つの階層に分けて行政を行う仕組みを何という？

1. 住民自治 2. 地方分権 3. 二層制 4. 団体自治

答え合わせ・解説

問1	答え 2 不信任決議	不信任決議は、議会が首長を信頼できないと判断した際に行う議決です。これが可決されると、首長は10日以内に議会を解散するか、そのまま辞職しなければなりません。議会を解散した場合は、その後行われる選挙で選ばれた新議会が再び不信任を決議すると、今度は首長が自動的に失職します。
問2	答え 2 地方自治の本旨	地方自治の本旨とは、「住民自治」と「団体自治」の2つから成り立ちます。住民自治は住民の意思に基づく政治運営を指し、団体自治は国から独立した組織として地方公共団体が自律的に行政を行うことを指します。
問3	答え 1 直接選挙	直接選挙は、都道府県知事や市町村長、議会議員を住民が直接投票によって選出する仕組みです。この選挙結果に基づいて選ばれた代表者が、住民の代表として行政や立法を担当します。これにより、首長と議会が別々に選ばれる「二元代表制」が成立し、お互いが緊張感を持って政治を行うことが可能になります。
問4	答え 3 不信任決議	不信任決議が可決されると、首長は10日以内に議会を解散するか、失職するかを選択しなければなりません。これにより、首長と議会の対立が極まった際、住民に改めて判断を仰ぐ機会が生まれます。
問5	答え 3 拒否権	拒否権は、議会が可決した条例や予算などの議案に対して、首長が再議を求める権限です。これにより、首長は議会の決定を単独で拒否するのではなく、再度の審議を求めることで対等な立場で牽制を行います。
問6	答え 2 解職請求	解職請求（リコール）は、首長や議員が住民の期待に沿わない政治を行っている場合に、有権者が署名を集めて行う解職の請求です。一定数以上の署名を集めて選挙管理委員会に提出し、その後の住民投票で過半数の賛成が得られれば、対象者は失職します。
問7	答え 3 議員	議員は、地方議会の構成員として予算の承認や条例の制定、行政事務の監視などを行います。任期は通常4年で、住民の代表として行政に対する意見を述べたり、政策を議論したりすることで地方自治の健全性を保つ役割を担っています。
問8	答え 3 投票	住民から一定数以上の署名が集まって請求が受理されると、その自治体で住民投票が行われます。この投票で過半数の賛成があれば、首長や議員は自動的にその職を失うことになります。
問9	答え 1 首長	都道府県知事や市町村長など、地方公共団体の長を首長と呼びます。首長は行政権を持ち、予算案の作成や執行を行う一方で、地方議会の議決を尊重し、議会による監視を受けます。
問10	答え 4 自主財源	自主財源の中心は地方税です。他にも、公共施設の使用料や手数料なども自主財源に含まれます。これらと、国から配分される地方交付税などの「依存財源」を組み合わせると、予算が成り立っています。
問11	答え 3 直接請求権	直接請求権は、住民が一定数の署名を集めることで、条例の制定・改廃の請求、事務監査の請求、議会の解散請求、首長や議員の解職請求などを行う権利です。これにより、日頃の政治運営だけでなく、重要な問題が起きた際に住民が強制力を持って政治を動かすことができます。
問12	答え 1 条例	条例は、地方公共団体が地方自治の目的のために制定するもので、地域の環境保全、公共施設の利用基準、教育方針など多岐にわたります。法律に違反しない限り、独自の罰則を設けることも可能です。
問13	答え 2 地方交付税交付金	このままでは、税収の少ない自治体では住民に十分な教育や福祉を提供できません。そこで、国が一定の基準に基づいて、税収の少ない自治体へ地方交付税交付金を配分します。
問14	答え 3 条例	条例とは、地方公共団体が国の法律や憲法の範囲内で独自に定める決まりです。地方議会での議決を経て制定され、ゴミの出し方や公共施設の利用、環境保全など、その地域の住民生活に直接関わる事柄を定めます。
問15	答え 3 二層制	この仕組みを二層制と呼びます。都道府県は広域的な業務や市町村間の調整を担い、市町村は住民の日常生活に密着した行政サービスを直接提供します。それぞれ独立した法人格を持ち、独自の条例や予算を編成して運営されます。